

旧優生保護法下における優生手術の被害者に対する補償及び救済等の早期解決等を求める意見書を別紙のとおり提出するものとする。

平成30年6月28日

提 出 者

郡山市議会文教福祉常任委員会委員長 佐 藤 徹 哉

旧優生保護法下における優生手術の被害者に対する補償及び救済等の 早期解決等を求める意見書

「優生上の見地から不良な子孫の出生を防止する」と定めた旧優生保護法に基づき、1996年に同法が母体保護法に改正されるまでの約半世紀あまりの間、本人同意によらない強制不妊手術を含む優生手術が、国の通知や都道府県の行政措置の下、数多く実施されてきた。旧厚生省の衛生年報等によれば、全国で約2万5,000人が不妊手術を受け、そのうち約1万6,500人が本人同意によらない強制手術だったとされている。

これまで、1998年の国連の自由権規約人権委員会や、2016年の国連の女子差別撤廃委員会からの優生手術の被害者に対する補償措置等を求める勧告が出されてきたが、国の本格的な対応はなく、優生手術の被害者は放置されたままである。誤った優生思想によって国民が著しい人権侵害を受けたと認められる事態の解明と被害者の救済は、もはや放置できないことは明白である。

国会では、超党派からなる「優生保護法下における強制不妊手術について考える議員連盟」が発足し、強制手術の被害者には結婚が破談となったり、子どもを産み育てる夢を奪われたり、健康被害を訴えたりするなど、幸福追求権を保障した憲法第13条などの侵害に当たることは明らかであること、また、国からの正式な謝罪や補償もいまだ行われていないとして、実態調査やヒアリングを実施するとともに、被害者や当事者団体、市民団体との連携・協力を進め、具体的な支援の仕組みを検討することとしている。

優生手術の被害者は高齢化が進み、解決を急がなければならない。過去の反省に立って、一日も早く政治的及び行政的な責任に基づく解決策を実現すべきである。

よって、国においては、下記の事項について実現されるよう強く要望する。

記

- 1 国は、優生手術の被害者がすでに高齢化し、また、全国における優生手術の実態解明が時間的経過とともに困難になることから、優生手術に関する被害者の実態を速やかに調査し、記録の適正な保存を行うこと。
- 2 被害者に対する補償及び救済等の実施により早期解決を図ること。
- 3 全都道府県での相談窓口設置を行うなど、被害者に寄り添う対応を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成 年 月 日

郡山市議会